学術指導契約書

学校法人昭和医科大学（以下「甲」という。）と○○○○（以下「乙」という。）は、次の各条によって学術指導契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条 （定義）

本契約において、次に掲げる用語は次の定義によるものとする。

⑴ 「学術指導」とは、乙からの委託を受け、甲の教職員がその教育、研究及び技術上の専門的知識を活用して指導助言を行い、もって乙の業務又は活動を支援するもので、これに要する経費を乙が負担するものをいう。

⑵ 「指導担当者」とは、学術指導に従事する甲の教職員であって次条に掲げる者をいう。

第2条 （学術指導内容等）

甲は、乙に対して次の内容について指導を行うものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 指導題目 |  |
| 指導目的 |  |
| 指導内容 |  |
| 指導担当者 | ○○学部 ○○○○ |
| 指導実施場所 |  |
| 指導期間 | 令和○年○月○日から令和○年○月○日まで |
| 指導時間 |  |
| 使用機器等 |  |
| 指導料 | 金○○○○○円（間接経費及び消費税を含む） |

第3条 （学術指導の方法）

本契約による学術指導は、原則として第2条に定める場所で実施するものとする。ただし、必要に応じて、甲乙協議の上、変更することができる。

第4条 （指導料の納付）

乙は、第2条に定める指導料を甲の発行する請求書により、当該請求書に定める納付期限までに所定銀行口座に納付しなければならない。

2　前項の振込手数料は、乙の負担とする。

第5条 （知的財産権の取扱い）

学術指導の結果生じた知的財産権の帰属、取扱い等については、当該発明等の発生状況を勘案して、別途甲乙協議して決定するものとする。

第6条 （秘密の保持）

甲及び乙は、学術指導の実施前又は実施中に、相手方より開示を受け又は知り得た技術上及び営業上の一切の情報について、秘密を保持し、第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、次のいずれかに該当する情報については、この限りではない。

1. 相手方から開示若しくは提供を受け、又は自ら知り得た時に、既に自己が保有していたもの
2. 相手方から開示若しくは提供を受け、又は自ら知り得た時に、既に公知となっていたもの
3. 相手方から開示若しくは提供を受け、又は自ら知り得た後に、自己の責めによらずに公知となったもの
4. 正当な権原を有する第三者から守秘義務を負うことなく、適法に取得したもの
5. 相手方から開示又は提供を受けた情報によることなく、独自に開発し、又は取得したもの

2　甲及び乙は、学術指導の目的以外の目的のために秘密情報を使用してはならない。ただし、相手方の書面による事前の承諾を得たときは、この限りでない。

第7条 （公表等）

乙が、学術指導及び学術指導に基づいた乙による商品の販売、役務の提供、その他の行為に関して甲の名称又はロゴマーク、指導担当者の所属又は職名等の使用を希望するときは、当該使用の可否及び内容等について、事前に甲に申請の上、甲の書面による承諾を得なければならない。

第8条 （免責）

学術指導に基づいた乙による商品の販売、役務の提供、その他の行為によって乙に損害が発生した場合でも、甲は乙に対し、一切の責任を負わないものとし、また、これらの行為について、一切の明示又は黙示の保証をしないものとする。

第9条　（反社会的勢力の排除）

乙は、現在、次の各号のいずれにも該当せず、将来にわたっても該当しないことを確約する。

⑴　暴力団、暴力団員、暴力団関係企業。

⑵　総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等。

⑶　その他前各号に準ずる者。

２　乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。

⑴　暴力的な要求行為。

⑵　法的な責任を超えた不当な要求行為。

⑶　取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。

⑷　風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて甲の信用を毀損し、又は甲の業務を妨害する行為。

⑸　その他前各号に準ずる行為。

３　甲は、乙が前二項のいずれかに違反したことが判明した場合、自己の責めに帰すべき事由の有無を問わず、相手方に対して何らの催告を要せずして、直ちに本契約を解除することができる。

第10条 （契約の解約）

甲は、乙が第4条に定める指導料を所定の納付期限までに納付しないときは、本契約を解約することができる。

2　甲及び乙は、相手方が本契約に違反したときは、相当な期間を定めて催告し、同期間内に是正されないときは、本契約を解約することができる。

第11条（契約期間）

本契約の有効期間は、第2条に定める指導期間のとおりとする。

第12条 （協議）

本契約に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、甲乙協議の上定めるものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管するものとする。

令和　　年　　月　　日

甲　東京都品川区旗の台1-5-8

　　学校法人　昭和医科大学

　　理事長　　小口　勝司　印

乙　住所

　　○○○○

　　代表者　○○ ○○　印